

令和7年度（2025年度）第4回政策会議

日時：令和8年（2026年）2月5日（木）15:00～15:10

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，佐藤副市長，田畑副市長，手塚企業局長，藤井教育長，
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長，柏市民部長

付議事項

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（素案）について

対応者

田中環境部長，井上環境部次長，百成環境政策課長，山下環境総務課長

◆議題の趣旨◆

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（素案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■田中環境部長

「函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン」の策定について，協議をお願いする。内容については，環境政策課長からご説明する。

■百成環境政策課長

「1 ガイドライン策定の経緯」について，企業等による再生可能エネルギー発電事業は，周辺環境への影響などの懸念が地域紛争に発展した自治体の事例も確認されている。現在，市内においては，再生可能エネルギー発電事業に関する大きなトラブルは確認されていないが，事業の実施にあたっては，環境との調和や地域との合意形成が重要であると考えており，再生可能エネルギーの導入に伴う課題を未然に防ぎ，地域との共生を実現していくための指針となるガイドラインを策定するものである。

次に「2 ガイドライン策定の目的」については，市内に設置される再生可能

エネルギー発電施設に関して、計画段階から施設を撤去し処分するまでの期間において、発電事業者や発電施設の設置工事を請け負う事業者などが検討または配慮すべき事項を示し、地域との良好な関係が構築されるよう、適切な管理を促すとともに、環境と調和した適正な設置・管理が行われることを、ガイドラインに規定するものである。

次に「3 ガイドラインの対象とする発電事業」については、市内に設置される太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスの発電設備とその付帯設備とし、太陽光発電のうち、出力10キロワット未満のものと、屋根置きなど建築物に設置されるものについては、国のガイドラインに合わせて除外するものである。

次に「4 法令に基づく手続き等」については、ガイドライン自体に法的な拘束力はないが、事業の実施にあたって、関係法令を遵守する必要があるため、発電事業者と工事施工者が関係法令を遵守することのほか、法の規制に該当する場合は、市や関係行政機関との事前相談や協議・必要な手続きを行うよう規定するものである。

「5 特に慎重な検討が必要な区域等」について、市内には、景観の保全、地域資源や希少動物の保護、災害の防止などを目的として、法令の規定により、一定の行為が禁止もしくは制限されている区域等が多く存在する。これらの区域等については、北海道が令和6年11月に策定した「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」の中に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」を参考として、このうち本市に該当がある25の区域と、市が条例により特にきめ細やかな景観形成の方針や行為の制限を定めている「都市景観形成地域」などを加えた計27区域としたものであり、これらの区域等で事業を実施しようとする場合は、特に慎重な検討を行うよう規定している。

次に「6 配慮事項」については、事業の実施にあたり、動植物の生息・生育状況等を踏まえて、自然環境への影響を回避または極力低減することや、騒音・振動など、近隣住民の健康や生活環境への影響を回避すること、自然や歴史的環境と調和した良好な景観を形成すること、雨水等による土砂流出等の災害に対策を講じること、発電所に事業者の緊急連絡先を掲示して、事故や災害などが発生した場合は迅速に対応することなどを、発電事業者と工事施工者の配慮事項として規定するものである。

次に「7 事前協議」として、発電事業者が事業を計画する際には、あらかじめ市と協議を行うことを規定するものである。

次に「8 近隣住民等への対応」としては、発電事業者は事業の計画時に、あらかじめ近隣住民等へ説明を行うことのほか、近隣住民等と良好な関係を構築することを規定している。

次に「9 届出等」として、発電設備の設置工事に着手する時や事業内容を変

更する時、事業を中止・廃止する時や発電設備の設置工事が完了した時、事業者の名義変更があった時には、市へ届出を行うことを規定している。

「10 撤去・処分費用の確保」については、発電事業の終了後に発電施設が適切に撤去・処分されるよう、計画的に撤去処分費用を確保することや、施設を撤去・処分する際には、リサイクルなどで環境負荷を低減すること、また、発電施設の撤去・処分が完了したら、市へ届け出ることを規定するものである。

次に「11 助言」として、市が事業者に対して、必要な事項の報告を求め、必要に応じて助言を行う旨を規定している。

次に「12 ガイドライン適用の特例」として、ガイドラインの施行日よりも前に発電設備の設置工事に着手している事業についても、配慮事項は適用することを附則に規定するものである。

最後に「13 今後のスケジュール」について、今月中旬からパブリックコメントを実施して市民の皆様から広く意見を募ったうえで、4月1日の施行に向け、今年度中にガイドラインの成案化をしたいと考えている。

説明は以上である。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただきます。